

## ハラスメントに関する一連の経過と新理事体制について

旧年中は大変お世話になりました。本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

昨年、当法人の元理事によるハラスメント事案について様々なメディアで報道がなされました。利用者様、保護者様、地域の皆様など関係各位には、ご心配をおかけし続けておりますこと誠に申し訳ありません。また、たくさんのお励ましのご連絡もいただき、深く感謝申し上げます。

本件について、その後の経過と新しい理事会の体制をご報告させていただきます。愛成会では、ハラスメント被害の訴えを受けて2020年4月から8月にかけて内部調査を行いました。2020年8月には職員有志による「愛成会からハラスメントをなくす会」が立ち上がり、とりまとめた内部調査報告が理事長および評議員に報告されました。2017年の社会福祉法改正では、評議員会が理事会を牽制する役割として明確に位置づけられました。そこで、愛成会では改正社会福祉法の理念の下、評議員会が今回のハラスメント事案を法人運営に関わる重大な事案であると受け止め、事態の改善に動きました。まず、評議員会はハラスメントに関わった理事と、それを容認・黙認・同調した理事に対して、理事の資質が問われる事案であると判断し、理事解任のための審議を行うことを理事長に求めました。しかし、それが実行されないため、2020年9月下旬に当法人の定款と社会福祉法に基づき評議員会招集の許可を所轄庁に申し立てました。10月上旬に所轄庁より評議員会の招集の許可があり、ジェンダーや法学、社会福祉の専門家など第三者の意見書も取りまとめたのちに、11月の下旬に評議員会が開催されました。そして、評議員会で審議され、ハラスメント事案に関わった理事の解任決議がなされました。本件では、改正社会福祉法の理念の下、理事会と評議員会との間で牽制機能が働いたことで、法人内部に自浄作用が働きました。

評議員会以後、執行部の改革が進められました。社会福祉法（四十五条の6の2項）に基づいて、評議員会より所轄庁に一時役員を選任の申し立てが行われ、欠員となった理事を補充するために所轄庁により3名の一時役員（理事）の選任がなされました。法人運営の正常化に向け、年始早々に新役員による理事会が開催され、理事長の改選も行われました。

下記のような新理事体制となりましたことを、ここにご報告申し上げます。

理 事 長	仲野 栄
副 理 事 長	小林 瑞恵
副 理 事 長	森田 宏一
常 務 理 事	友利 和江
理 事	井上 庸一
理 事	小野 べり子
理 事	黒田 玲子

新体制となり、これから役員構成など法人に関する情報の更新を行っていきますが、更新手続きに時間が要するものがございます。当面、古い情報が掲載されている媒体もあるかと存じますが、随時更新してまいります。

私たち愛成会の法人理念は「人はみんな、自分の人生の主人公」です。

利用者も、保護者も、地域の方も、職員も、誰の人生においても、その人がその人の人生のたった一人の主人公です。誰にとっても、その人が生きる場所の安心・安全が保障され、個の尊厳が重んじられ、それぞれが豊かに生き、働き、暮らす環境が創生されるよう法人と職員が一丸となり実践してまいります。

そしてハラスメントなどによって、女性の人権や弱い立場の人の尊厳が損なわれることのないよう、全ての人が敬意と品格をもって大切にされる社会を望み、求め、体現する法人であり続けます。

愛成会は新体制においても、職場内でのパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、性別に基づく待遇の格差、その他あらゆる差別を容認しない明確な方針をあらためてここに表明いたします。私たちは誇りと使命感をもって、常に立場の弱い方たちの生活に伴走する社会福祉を実践してきました。想像力と共感力（エンパシー）を発揮し、あらゆるハラスメントや暴力が起こらない共生社会の実現を、広く社会に向けて求めていきたいと考えております。

最後に、保護者の皆様、地域の皆様におかれましても、日々、愛成会へのご理解とご協力いただきまして感謝申し上げます。愛成会が、今後もさらに地域の中で愛される法人になれますよう、皆様との関係を大切にしております。

2021年1月9日 社会福祉法人 愛成会  
新理事長 仲野 栄